

大垣市都市計画景観審議会の市民委員の募集について (応 募 要 領)

市では、市民の意向を都市計画に反映させ、市民との協働によるまちづくりを進めるため、大垣市都市計画景観審議会の市民委員を募集します。

都市計画は、住みやすいまちをつくるために、土地の使い方・建物の建て方などの基本的なルールや、道路・公園・下水道などの暮らしに必要な施設整備の計画などを定めるものです。

大垣市都市計画景観審議会は、これらの都市計画の決定や、都市景観の保全・形成を図るため、都市計画法やその他の法令などにより定められた事項について、市長の諮問に応じ審議などを行うために設置されている審議会です。

委員は20人以内で、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民委員で構成されていますが、今回は、このうち、市民委員を募集するものです。

1 募集人員	2人以内
2 応募資格	(1) 市内在住で応募締切時の年齢が満18歳以上の人 (2) 都市計画・景観について、知識、経験または意欲がある人 (3) 市政に対して公平、公正な発言のできる人 (4) 任期終了まで継続して審議会の会議に出席できる人 (5) 大垣市の市議会議員及び大垣市の常勤職員でない人
3 任 期	令和8年8月1日～令和10年7月31日（委嘱の日から2年）
4 開催回数	年2回程度
5 申込方法	都市計画課に備え付けの応募書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、「これからの大垣市の都市計画・景観、大垣市のまちづくりへの想い」をテーマにした意見など（400字程度・様式自由）を添えて、窓口へ持参又は郵送若しくは電子メールで提出してください。 (URL: https://www.city.ogaki.lg.jp/0000070306.html)
6 申込期間	令和8年6月1日（月）～令和8年6月15日（月） ※窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
7 選考方法	選考会議により選考し、結果は本人に通知します。 選考に関するお問い合わせにはお答えしかねますので、ご了承ください。
8 その他	委員には市の条例に基づき報酬を支給します。

<問い合わせ・申込先>

〒503-8601 大垣市丸の内2-29

大垣市役所 都市計画部 都市計画課

主幹：伊藤 担当：野村

TEL:0584-47-8694（直通）

E-mail:toshikeikakuka@city.ogaki.lg.jp